参考資料

「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラム等に関する調査研究事業」

福祉用具貸与事業所調査票(管理者用)

■記入にあたってのご注意

- この調査票は福祉用具貸与事業所の「管理者」の方がご記入下さい。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「より専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することについて検討するという方針が示されています。それを踏まえ、この調査では、より専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員を養成するための研修のあり方を検討することを目的としています。
- 特に指定の無い限り、2015年10月1日時点の状況についてご回答下さい。
- 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ()の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0(ゼロ)の場合は「0」とご記入下さい。
- · ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で 2015 年 10 月 30 日 (金) までにご返送下さい。

■調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局

〒108-0073東京都港区三田2-14-7ローレル三田404

TEL:03-5418-7700 (平日 10:00~17:00)

FAX: 03-5418-2111

メール: info@zfssk.com

事業所の基本情報について

事業所の所在地	()	都・道・	府・県			
事業所の開設年	西暦(祉用具レンタ 数(実人数)		人
同一法人の持つ福祉用具貸 与事業所数	1. 1 事業所(貴事業)	所のみ)	2. 2	~10 事業所	3.11 事業所	以上
事業所に併設しているサー ビス (○はいくつでも)	 病院・診療所・歯 訪問看護事業所 訪問介護事業所 訪問リハビリテー 通所リハビリテー 	ション事業		6. 訪問入浴介語 7. 通所介護事業 8. 介護老人保保 9. 居宅介護支援 10. その他(業所 建施設)
事業所における福祉用具の 調達方法(○はひとつ)	1. 主に自社で調達・ 3.「1」 と 「2」をf			2. 主にレン	・ タル卸を利用し	ている
		常勤 実人数	非常勤実人数	うち福祉用具 専門相談員 資格保有者数	福祉用具専門村 資格保有者 経験年数別の	·の
事業所の職員体制	現場担当職(営業職)	人	人	人	5 年以上()人
	事務専業職	人	人	人	3~5 年未満()人
	その他	人	人	人	3年未満()人

1. あなた(管理者)自身のことや業務の状況について

(1)福祉用具専門相談員 としての業務経験年数	年	(2)管理者として の経験年数	年	(3)年齢	1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上
(4)「福祉用具専門相談員」 以外に保有している資格 (○はいくつでも)	1. 社会福 4. 作業療 7. 介護支持	法士 5. 理	ト護福祉士 理学療法士 その他(義肢装具士 ヘルパー1 級・2 級)
(5) 現在履修済みの研修や 取得している民間資格 (○はいくつでも)		具プランナー 環境コーディネータ- (社用具選定士 社用具供給事業	業従事者現任研修)
(6) あなたは、管理者としての業務以外に、福祉用具専門相談員としての業務を行っていますか。	2. 個別の ⁵ ⇒具体	具専門相談員として利 利用者を担当していな 的に(としての業務のみを行	いが福祉		担当数()人 としての業務を行っている)

2. 貴事業所※における研修、人材養成手法について

※複数のサービスを併設している場合も、福祉用具貸与事業に限定してあてはまるものをお答えください。

		実施項目に	最も効果的
		○(いくつ	なものに〇
		でも)	(1つだけ)
	1. 業務マニュアルを整備している		
/ · > / · · · · · · · · · · · · · · · ·	2. 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している		
(1) あなたの事業所では、どのように	3. 1対1の指導担当者を配置している		
して職員の能力	4. 管理者が同行し、指導している		
開発や養成を行	5. 事業所・法人内での研修を受講させている		
一角光で食成で打っていますか。	6. 事業所内で事例検討会を行っている		
2 CV .& 9 /3 °	7. 外部の研修を受講させている		
また、行っている	8. 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している		
もののうち最も	9. 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている		
効果的と思われ	10. 利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている		
るものはどれで	11. 年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなど PDCA サイク		
すか。	ルをまわして人材を養成する仕組みがある		
	12. 事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用し		
	ている		
	13. その他()		
	14. 特に何も行っていない		
(2)(1)で最も効果的と評価した方法について、その理由はどのようなことですか。あてはまる項目を選んで下さい。(○はいくつでも)	 実務に即した実践的な研修、養成ができる 必要に応じてテーマを設定しやすい 体系的な蓄積ができる 多くの従業員を並行して研修、養成できる 特色ある技術、技能が養成できる 人材育成の状況を的確に把握できる 費用対効果が高い その他()
	2		

3. 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※の養成のために必要な研修について

※ここでは「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相 談員のうち、別紙の点線枠内の知識・能力を有する福祉用具専門相談員を想定しています。(別紙資料参照)

	現状の知識習得方法 今後の知識習得方法
(1)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような知識が求められると考えられます。こうした知識は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも)また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のOJTで1. 事業所内のOJTで2. 事業所内の研修で3. メーカーとの連携で4. 外部研修活用で5. その他6. 特になし7. その他8. 必要なし
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑩その他必要と思われる知識()	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8

(2)(1)で検討いただいた専門的な知識を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任と思いますか。 特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のエキスパート 2. 業界内のエキスパート 3. 経験豊富な介護支援専門員 4. メーカーの担当者 5. 学識経験者 6. 行政担当者 7. その他
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7
⑩その他必要と思われる知識 ()	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7

	現状の能力習得方法 今後の能力習得方法
(3)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような能力が求められると考えられます。こうした能力は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも)また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のOJTで1. 事業所内のOJTで2. 事業所内の研修で3. メーカーとの連携で4. 外部研修活用で5. その他6. 特になし7. その他8. 必要なし
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑪その他()	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8

(4)(3)で検討いただいた専門的な能力を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任と思いますか。 特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のエキスパート 2. 業界内のエキスパート 3. 経験豊富な介護支援専門員 4. メーカーの担当者 5. 学識経験者 6. 行政担当者 7. その他	7.その他を選んだ 場合は具体的にご 記入ください。
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑪その他()	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	

(5)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような受講要件が必要と考えますか。 (○はいくつでも)	1. 一定の経験年数が必要 → ()年 2. 一定の担当件数が必要 → ()件 3. 担当事例についてのレポート提出が必要 4. 担当事例の計画書の提出が必要 5. その他 ()	具体的に:
(6)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような修了要件が必要と考えますか。 (○はいくつでも)	 知識に関する試験が必要 実技に関する試験が必要 レポート提出が必要 全カリキュラムを修了すればよい その他() 	具体的に:
(7) 貴事業所には「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の候補者となる福祉用具専門相談員がおられますか。	 3. 候補者が想定できない 	1. 2. と回答した場合 候補者は何人くらいですか。 人

(a) [Fb	市明的加強 ダ豚ナナナフ					
(8)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う場合に、以下のような研修の方法に ついてどのように考えますか。もっとも近いものを選んでください。						
① e- ラー ニング※ の受講	貴事業所では対応可能ですか。 福祉用具専門相談員に受講させる負担感はどの程度ありますか。	 事業所内のパソコン等により受講させることが可能 福祉用具専門相談員が各自で受講可能 対応できない わからない 負担感は小さい その理由				
②集合研 修への参 加	外部の集合研修を受講する場合、1 人の福祉用具専門相談員が1年間に受講する外部研修はどの程度が妥当と考えますか。	1. 10 時間以内 2. 30 時間以内 3. 50 時間以内 4. 80 時間以内 5. 100 時間以内 6. 100 時間以上も可能				
	仮に 50 時間程度の研修を受講させる場合、どのような日程が望ましいですか。	 平日(月~金)のみで一定期間に集中させた日程 平日(月~金)のみで何か月かにわたって分散させた日程 土日のみで一定期間に集中させた日程 土日のみで何か月かにわたって分散させた日程 その他(
③事例を 用いた演 習	事例を用いた演習は有効 だと思いますか	 全般的に有効 科目によっては有効 →有効と思う分野() 有効とは言えない 				
	貴事業所から教材となる 事例を提供することは可 能ですか。	 可能 難しい わからない 				

^{※:} e-ラーニングとは、インターネットなどの情報ネットワークにアクセスして、ネットワーク上に用意された教材を学習したり、教材提供者(講師)と学習者、あるいは学習者同士で双方向に質問・回答しながら学習を進められる仕組みです。

	TOLK ATAMEMA		后、少周亚/15/07 J160000 日为 C久路/7/00	- H-TO CV-0
	る福祉用具専門相談員の	2.	事業所が個別の福祉用具専門相談員ごとの受認	帯状況を管理している
	研修の受講状況につい	3.	事業所が、研修ごとに受講者を管理している	
<u>~ ™ =# / </u>	て、どのように管理して	4.	その他()
④受講状 況の管理	いますか。	5.	特に管理していない	
ルの自住	 福祉用具専門相談員の研 修受講状況は、今後どの	1.	個々の福祉用具専門相談員が管理すべき	
12 2010		2.	事業所が管理すべき	
	ように管理すべきと思い	3.	自治体が管理すべき	
	ように自住すべるとぶい ますか。	4.	職能団体等が管理すべき	
	\$ 9 11°0	5.	その他()
	研修費用として妥当と考	() 円
	える金額はいくらぐらい		(研修期間	日想定)
⑤研修費	ですか。		(河川)学州川山	口心足/
用につい		1.	事業所が負担すべき	
て	研修費用は誰が負担すべ	2.	受講者(福祉用具専門相談員)が負担すべき	
	きとお考えですか。	3.	事業所が一部負担すべき(残りは受講者)	
		4.	その他()
	 貴事業所として、福祉用	1.		
6受講の	具専門相談員の研修受講		業務の一環としての研修受講を認める	
支援につ	のために次のような支援		受講費用を補助する	
いて	をしたいと考えますか。		受講のために業務スケジュールを調整する	
, ,	(○はいくつでも)		特に支援はしない	
	(010,017,020)	6.	その他()
(9) その他、「より専門的知識・経験 を有する福祉用具専門相談員」の養成				
について、ご意見がありましたら自由				
にご記入く	ださい。			
				II.

個々の福祉用具専門相談員が自分で受講状況を管理している

現在、貴事業所に所属す

1.

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

本調査では、下図において (で囲んだ範囲が「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に 相当するものとして回答して下さい。

福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

今後さらに 期待される 知識・能力	の提案、先を見越した提案、複数の ・ 利用者の気持ちを汲み取ろうとする 説明など	定・提案、アドバイスの提供(状況を読んだプラスアルファ D選択肢、自立に向けたアドバイスなど) 3姿勢や制度等に関する相手にあわせたわかりやすく丁寧ない(担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢) ・ 福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行う能力 ・ 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを利用者・家族やケアチームに対してわかりやすく説明する能力 ・ 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力 ・ 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力 ・ 事業所や地域内で、経験の浅い福祉用具専門相談員に対する育成・指導、業務におけるスーパービジョンを行う能力	つかりやすく丁寧な こ取り組む姿勢) の、問題発生時に迅 にアチームに対して ・マスを行う能力 でービス提供 に用具専門相談員に				
専門性の高い知識・能力	・介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識 ・多様な福祉用具に関する知識 ・新製品に関する詳細な知識 ・機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識 ・住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識 ・接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識 ・認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	・福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 ・的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力 ・利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力 ・搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 ・利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力 ・状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力 ・状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション 能力 ・サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 ・ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1 1 1 1 1 1				
基本的な 知識・能力	 介護保険制度の基本的な知識 福祉用具サービスに関する基本 的な知識 福祉用具の種類・機構・特性等 に関する基本的な知識 サービス提供の基本的な手順 住環境と住宅改修に関する基本 的な知識 	・(基本的な)用具選定能力 ・(基本的な)搬入・設置・搬出の能力 ・(基本的な)					
	知識	能力					

出典:平成26年度老人保健事業推進費等補助金

「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」報告書

「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラム等に関する調査研究事業」

福祉用具貸与事業所調査票(福祉用具専門相談員用)

■記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は事業所内で福祉用具専門相談員の業務経験が最も長い方(ただし事業所管理者は除く)がご記入下さい。
- 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「より専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することについて検討するという方針が示されています。それを踏まえ、この調査では、より専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員を養成するための研修のあり方を検討することを目的としています。
- 特に指定の無い限り、2015 年 10 月 1 日時点の状況についてご回答下さい。
- 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ()の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- 数字を記入する欄が0(ゼロ)の場合は「0」とご記入下さい。
- · ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で 2015 年 10 月 30 日 (金) までにご返送下さい。

■調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般计団法人全国福祉用具専門相談員協会事務局

〒108-0073東京都港区三田2-14-7ローレル三田404

TEL: 03-5418-7700 (**\PH** 10:00 \sim 17:00)

FAX: 03-5418-2111

メール: info@zfssk.com

1. あなた自身のことや業務の状況について

(1)福祉用具専門相談員 としての業務経験年数	年	(2)(他事業所も含む、 通算の)福祉用具貸与 事業所での就業経験 年数	年
(3)ご回答者の年齢	1. 20代 2. 30代	3.40代 4.50	代 5.60代以上
(4)「福祉用具専門相談 員」以外に保有している資 格(○はいくつでも)	4. 作業療法士 5. 型		支装具士 ルパー1 級・2 級)
(5)現在履修済みの研修や取得している民間資格(○はいくつでも)	1. 福祉用具プランナー 3. 福祉住環境コーディネータ- 5. その他(2. 福祉用具選定士 - 4. 福祉用具供給事業従	事者現任研修)

2. 貴事業所※における研修、人材養成手法について

※複数のサービスを併設している場合も、福祉用具貸与事業に限定してあてはまるものをお答えください。

		実施項目に	
		0(いくつ	
		でも)	(1つだけ)
	1. 業務マニュアルを整備している		
()	2. 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している		
(1) あなたの事業所では、どのように	3. 1対1の指導担当者を配置している		
して職員の能力	4. 管理者が同行し、指導している		
開発や養成を行	5. 事業所・法人内での研修を受講させている		
っていますか。	6. 事業所内で事例検討会を行っている		
5 60.00 7/3 8	7. 外部の研修を受講させている		
また、行っている	8. 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している		
もののうち、あな	9. 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている		
たが最も効果的	10. 利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている		
と思われるもの	11. 年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなど PDCA サイク		
はどれですか。	ルをまわして人材を養成する仕組みがある		
	12. 事故・ヒヤリハット等の事例を事所内の研修等に活用して		
	いる		
	13. その他()		
	14. 特に何も行っていない		
(2) 最も効果的と評価した方法について、その理由はどのようなことですか。あてはまる項目を選んで下さい。(○はいくつでも)	1. 実務に即した実践的な研修、養成ができる 2. 必要に応じてテーマを設定しやすい 3. 体系的な蓄積ができる 4. 多くの従業員を並行して研修、養成できる 5. 特色ある技術、技能が養成できる 6. 人材育成の状況を的確に把握できる 7. 費用対効果が高い 8. その他()

3. 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※の養成のために必要な研修について

※ここでは「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談 員のうち、別紙の点線枠内の知識・能力を有する福祉用具専門相談員を想定しています。(別紙資料参照)

	現状の知識習得方法 今後の知識習得方法
(1)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような知識が求められると考えられます。こうした知識は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも)また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のOJTで1. 事業所内のOJTで2. 事業所内の研修で3. メーカーとの連携で4. 外部研修活用で5. その他6. 特になし7. その他8. 必要なし
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8
⑩その他必要と思われる知識()	1. 2. 3. 4. 5. 6. 1.2.3.4.5.6.7.8

(2)(1)で検討いただいた専門的な知識を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任と思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1.事業所内のエキスパート2.業界内のエキスパート3.経験豊富な介護支援専門員4.メーカーの担当者5.学識経験者6.行政担当者7.その他を選んだ場合は具体的にご記入ください。7.その他
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑩その他必要と思われる知識 ()	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.

	玛	秋の	能力習	習得方	法	今後の 能力習得方法
(3)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような能力が求められると考えられます。こうした能力は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも)また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまる方に○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内の OJT で 2. 事業所内の研修で 3. メーカーとの連携で 4. 外部研修活用で 5. その他 6. 特になし				1. 事業所内のOJTで2. 事業所内の研修で3. メーカーとの連携で4. 外部研修(講義)で5. 外部研修(演習)で6. 外部研修(実技)で7. その他	
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 .
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 .
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑪その他()	1.	2.	3.	4.	5.	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7

(4)(3)で検討いただいた専門的な能力を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任と思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のエキスパート2. 業界内のエキスパート3. 経験豊富な介護支援専門員4. メーカーの担当者5. 学識経験者6. 行政担当者7. その他
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑪その他()	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.

(5)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような受講要件が必要と考えますか。(○はいくつでも)	1. 一定の経験年数が必要 → ()年 2. 一定の担当件数が必要 → ()件 3. 担当事例についてのレポート提出が必要 4. 担当事例の計画書の提出が必要 5. その他()	具体的に:
(6)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような修了要件が必要と考えますか。(○はいくつでも)	 知識に関する試験が必要 実技に関する試験が必要 レポート提出が必要 全カリキュラムを修了すればよい その他() 	具体的に:

(7) あなたが「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を受講することを想定した場合 に、以下のような研修の方法についてどのように考えますか。もっとも近いものを選んでください。 1. 事業所内のパソコンを使って受講が可能 2. 自分のパソコンを使って受講可能 あなたは対応可能です 3. 対応できない か。 4. わからない ① e-ラー どの様な e-ラーニングでしたか ニング※ e-ラーニングの経験はあ 1. 経験あり → 2. 経験なし の受講 りますか。 1. 抵抗感はない e-ラーニングに抵抗感は 2. 抵抗感がある ありますか。 3. どちらともいえない 1. 10 時間以内 外部の集合研修を受講す 2.30 時間以内 るとした場合、1 年間に 3.50時間以内 受講する外部研修はどの 4.80時間以内 程度が妥当と考えます ②集合研 5. 100 時間以内 か。 修への参 6. 100 時間以上も可能 1. 平日(月~金)のみで一定期間に集中させた日程 加 仮に 50 時間程度の研修 2. 平日(月~金)のみで何か月かにわたって分散させた日程 を受講する場合、どのよ 3. 土日のみで一定期間に集中させた日程 うな日程が望ましいです 4. 土日のみで何か月かにわたって分散させた日程 か。 5. その他(1. 全般的に有効 事例を用いた演習は有効 2. 科目によっては有効 →有効と思う分野() だと思いますか 3. 有効とは言えない ③事例を 持ち寄っ あなたは教材となる事例 1. 可能 た演習 を提供することは可能で 2. 難しい すか。 3. わからない

※:e-ラーニングとは、インターネットなどの情報ネットワークにアクセスして、ネットワーク上に用意された教材を学習したり、 教材提供者(講師)と学習者、あるいは学習者同士で双方向に質問・回答しながら学習を進められる仕組みです。

	現在、貴事業所に所属す	1.	個々の福祉用具専門員が自分で受講状況を管理	型している	
	る福祉用具専門相談員の	2.	事業所が個別の福祉用具専門員ごとの受講状況	そを管理している	
	研修の受講状況につい	3.	事業所が、研修ごとに受講者を管理している		
<u> </u>	て、どのように管理して	4.	その他()
④受講状	いますか。	5.	特に管理していない		
況の管理	- 短い - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	1.	個々の福祉用具専門相談員が管理すべき		
について	福祉用具専門相談員の研	2.	事業所が管理すべき		
	修受講状況は、今後どの	3.	自治体が管理すべき		
	ように管理すべきと思い	4.	職能団体等が管理すべき		
	ますか。 	5.	その他()	
	自分が払う場合、研修費				
	用として妥当と考える金	()円	
	額はいくらぐらいです		(研修期間	日想定)	
⑤研修費	か。				
用につい		1.	事業所が負担すべき		
て	研修費用は誰が負担すべ	2.	受講者が負担すべき		
	きとお考えですか。	3.	事業所が一部負担すべき(残りは受講者)		
		4.	その他()	
	あなたは、福祉用具専門	1.	受講の案内、推薦		
	相談員の研修受講のため	2.	業務の一環としての研修受講が認められる		
⑥受講の	に、事業所から次のよう	3.	受講費用が補助される		
支援につ	な支援を受けたいと思い	4.	受講のために業務スケジュールが調整される		
いて	ますか。	5.	特に支援はいらない		
	(○はいくつでも)	6.	その他()	
(8) その	他、「より専門的知識・経				
	福祉用具専門相談員」の養				
MY C D 3 O					

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

成について、ご意見がありましたら自

由にご記入ください。

本調査では、下図において (で囲んだ範囲が「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に 相当するものとして回答して下さい。

福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

今後さらに 期待される 知識・能力	の提案、先を見越した提案、複数の ・ 利用者の気持ちを汲み取ろうとする 説明など	定・提案、アドバイスの提供(状況を読んだプラスアルファ D選択肢、自立に向けたアドバイスなど) 3姿勢や制度等に関する相手にあわせたわかりやすく丁寧ない(担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢) ・ 福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行う能力 ・ 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを利用者・家族やケアチームに対してわかりやすく説明する能力 ・ 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力 ・ 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力 ・ 事業所や地域内で、経験の浅い福祉用具専門相談員に対する育成・指導、業務におけるスーパービジョンを行う能力	
専門性の高い知識・能力	・介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識 ・多様な福祉用具に関する知識 ・新製品に関する詳細な知識 ・機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識 ・住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識 ・接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識 ・認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	・福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 ・的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力 ・利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力 ・搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 ・利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力 ・状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力 ・状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション 能力 ・サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 ・ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1 1 1 1 1 1
基本的な 知識・能力	 介護保険制度の基本的な知識 福祉用具サービスに関する基本 的な知識 福祉用具の種類・機構・特性等 に関する基本的な知識 サービス提供の基本的な手順 住環境と住宅改修に関する基本 的な知識 	・(基本的な)用具選定能力 ・(基本的な)搬入・設置・搬出の能力 ・(基本的な)	
	知識	能力	

出典:平成26年度老人保健事業推進費等補助金

「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」報告書

「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラム等に関する調査研究事業」

指定講習事業者調査票

■記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は貴団体において福祉用具専門相談員に関する研修を担当している方がご記入下さい。
- 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することを検討するという方針が示されていることを踏まえ、この調査では、専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員を養成するための研修のあり方を検討することを目的としています。
- 特に指定の無い限り、2015 年 10 月 1 日時点の状況についてご回答下さい。
- 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- () の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- 数字を記入する欄が0(ゼロ)の場合は「0」とご記入下さい。
- · ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で 2015 年 10 月 30 日 (金) までにご返送下さい。

■調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局

〒108-0073東京都港区三田2-14-7ローレル三田404

TEL: 03-5418-7700 (**平日** $10:00\sim17:00$)

FAX: 03-5418-2111 メール: info@zfssk.com

団体の基本情報について

名称 (差支えなければ)		法人種別		
所在地	()都・道・府・県	開設年	西暦()年
福祉用具に関連する研修の	1. 福祉用具プランナー 2.	福祉用具選	定士	
実施状況(実施しているも	3. 福祉住環境コーディネーター 4.	福祉用具供	給事業従事者現任研修	修
の(こ())	5. その他(

1. 福祉用具専門相談員指定講習の実施状況

(1) 平成 26 年度の福 祉用具専門相談員指 定講習の実施実績			(2) 平成 26 年度の福祉用 具専門相談員指定講習受 講者数(合計)	人
(3)独自のカリキュラ ムの有無	1. あり 2. なし	ありの場合、そ	その内容	
(4)「筆記による修了評価」の方法	1. 試験形式 2. その他		「評価」の具体的な方法	
(5)「目標に達しない 人」への対応	1.「達しない人 2.「達しない人		「達しない人」への対応方法	

2. 福祉用具専門相談員を対象とする指定講習以外の研修の実施状況

(1) 貴団体で実施している研修のうち、福祉用具専門相談員を対象とする指定講習以外の研修についてお答えください。

講義 時間 1. 出席 2. 試験 3. レポート提出 4. その他 5 5 5 5 5 5 5 5 5	名称	概要	形態	時間数	修了認定の方法	H26 年度 開催回数	H26 年度 受講者数
実習 時間 3. レポート提出 その他 時間 講義 時間 実習 時間 2. 試験 3. レポート提出 日回 その他 時間 実習 時間 2. 試験 3. レポート提出 日回 本の他 日間 実習 時間 3. レポート提出 その他 日間 実習 時間 2. 試験 3. レポート提出 日回 人 その他 講義 時間 1. 出席 その他 日間 第四 1. 出席 2. 試験 2. 試験 3. レポート提出 日間 本の他 日間 大の他 日間 <			講義	時間	1. 出席		
実習 時間 その他 時間 名・レポート提出 名・の他 時間 その他 時間 1・出席			演習	時間	2. 試験		ı l
講義 時間 1. 出席 2. 試験 2. 試験 2. 試験 3. レポート提出 4. その他 時間 4. その他			実習	時間			
演習 時間 実習 時間 実習 時間 その他 時間 名・ その他 方の他 時間 名・ その他 方の他 方の他 方の他 方の また			その他	時間	4. その他		
実習 時間 その他 時間 その他 時間 その他 時間 名. レポート提出 4. その他			講義	時間	1. 出席		
実習 時間 3. レホート提出 その他 時間 4. その他 講義 時間 2. 試験 実習 時間 3. レポート提出 その他 時間 4. その他 講義 時間 1. 出席 実習 時間 2. 試験 その他 時間 4. その他 講義 時間 4. その他 講義 時間 1. 出席 演習 時間 2. 試験 実習 時間 3. レポート提出 よご試験 2. 試験 実習 時間 3. レポート提出			演習	時間	2. 試験		Į.
講義 時間 1. 出席 2. 試験 3. レポート提出 4. その他 日間 4. その他 日間 4. その他 日間 4. その他 日間 5 四 5 回			実習	時間	3. レポート提出		, ,
演習 時間 実習 時間 その他 時間 3. レポート提出 その他 時間 実習 時間 ま習 時間 その他 時間 ま習 たの他			その他	時間	4. その他		
実習 時間 その他 時間 講義 時間 演習 時間 実習 時間 その他 時間 表別 日 本の他 日 表別 日 大 1. 出席 表別 日 表別 日 表別 日 表別 日 表別 日 大 1. 出席 全の他 2. 試験 3. レポート提出 日 大 3. レポート提出			講義	時間	1. 出席		
実習 時間 3. レホート提出 その他 時間 4. その他 講義 時間 1. 出席 実習 時間 2. 試験 ま習 時間 4. その他 本の他 時間 1. 出席 実習 時間 2. 試験 実習 時間 2. 試験 ま習 時間 3. レポート提出			演習	時間	2. 試験		Į.
講義 時間 1. 出席 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			実習	時間			, ,
演習 時間 実習 時間 その他 時間 3. レポート提出 その他 講義 時間 1. 出席 演習 時間 実習 時間 3. レポート提出			その他	時間	4. その他		
実習 時間 その他 時間 3. レポート提出 その他 講義 時間 演習 時間 実習 時間 3. レポート提出			講義	時間	1. 出席		
実習 時間 3. レホート提出 その他 時間 4. その他 講義 時間 1. 出席 演習 時間 2. 試験 実習 時間 3. レポート提出			演習	時間	2. 試験		Å
講義 時間 1. 出席 演習 時間 2. 試験 実習 時間 3. レポート提出			実習	時間	3. レポート提出		
演習 時間 2. 試験 実習 時間 3. レポート提出			その他	時間	4. その他		
実習時間3.レポート提出			講義	時間	1. 出席		
実習 時間 3.レホート提出			演習	時間	2. 試験	同	ı
			実習	時間			
CO他 時間 4 CO			その他	時間	4. その他		

- (2)研修を実施する上で どのような課題があり ますか(○はいくつで も)
- 1. 受講生が確保できない
- 2. 受講生の質にばらつきがある
- 3. 受講生が時間をとることが困難である
- 4. 適切な講師が確保できない
- 5. 内容の充実がはかれない
- 6. 会場の確保が困難である
- 7. 採算が合わない
- 8. その他(
- (3) 今後、どのように展 開したいと考えていま すか
- 1. 研修の種類を充実させたい
- 2. 研修の内容を充実させたい
- 3. 講師のレベルを向上させたい
- 4. より回数を増やしたい
- 5. より多くの会場で実施したい
- 6. 現状維持でよい
- 7. 規模を縮小したい

3. より専門的な知識・経験を有する福祉用具専門相談員※の養成研修について

※ここでは「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相 談員のうち、別紙の点線枠内の知識・能力を有する福祉用具専門相談員を想定しています。(別紙資料参照)

(1)以下のような知識を習得するための研修はどのような方法なら可能と思いますか。	方法 (実施可能で最も妥当と考える 方法を1つ選択)	講師要件 (自由にコメント)	貴団体の対応 可能性
① 介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可 3. 対応不可
② 多様な福祉用具に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
③ 新製品に関する詳細な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
④ 機種別の構造、機能の違い、適合に 関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑤ 住環境と福祉用具の関連に関する 経験に基づく具体的な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑥ 接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑦ 高齢者の心身の機能や日常生活の 基本動作等の理解等に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
8 認知症の症状や特徴を踏まえた関 わり方に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑨ 福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑩ その他 ()	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可

(2	ハ ルエカ Lっ ム 松土 ナ 77/ロ ナ っ ト ー ~			±\+		
TT 1.4	!)以下のような能力を習得するための	方法			講師要件	貴団体の対応
	なはどのような方法なら可能と思います	(実施可能で最も妥当と考え			(自由にコメント)	可能性
か。				を1つ選択)		
1	福祉用具に関する情報提供・生活全般	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
	についての相談対応能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
		3.	実習	6. その他		3. 対応不可
2	的確なアセスメント(利用者・環境	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
	の評価)能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
	~26 Г IIII / 13073	3.	実習	6. その他		3. 対応不可
3	利用者や環境の状況に応じた適切な	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
	用具選定能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
	7137.2.4.13073	3.	実習	6. その他		3. 対応不可
4	搬入・設置・搬出のきめこまかい調	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
	整能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
	TEHOY	3.	実習	6. その他		3. 対応不可
(5)	利用者や環境の状況に応じた利用指	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
	導・適合調整能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
	() ~= H B-3TE 1101.)	3.	実習	6. その他		3. 対応不可
6	状況変化をとらえるフォロー・モニ	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
タリング能力	タリング能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
		3.	実習	6. その他		3. 対応不可
7	状況に応じた利用者・家族とのコミ	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
	ュニケーション能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
		3.	実習	6. その他		3. 対応不可
8	サービス担当者会議での発言・説	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
	明・提案能力	2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
	·// 1/2/2/10//	3.	実習	6. その他		3. 対応不可
9	ケアマネジャーと円滑に連携する能	1.		4. e-ラーニング		1. 対応可能
	カ			5. OJT		2. 検討可能
			実習	6. その他		3. 対応不可
(10)	ケアマネジャー以外の多職種と連携	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
J		2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
	する能力 	3.		6. その他		3. 対応不可
(11)	その他	1.	講義	4. e-ラーニング		1. 対応可能
9		2.	演習	5. OJT		2. 検討可能
)	3.	実習	6. その他		3. 対応不可

(3)(1)で示した知識習得の研修を実施するとした場合、講師・スタッフの確保は可能と考えますか。懸念があるとすればどの科目ですか。	 おおむね目途がつく 一部の科目には懸念がある 多くの科目に懸念がある 	具体的に:
(4)(2)で示した能力習得の研修を実施するとした場合、講師・スタッフの確保は可能と考えますか。懸念があるとすればどの科目ですか。	 おおむね目途がつく 一部の科目には懸念がある 多くの科目に懸念がある 	具体的に:

(5)「専門的知識・経験を有する福祉用 具専門相談員」養成研修を実施するとし た場合、講師の確保以外にどのような課 題があると考えますか。 (○はいくつでも)	 受講生の数の確保 受講生の質の確保 受講しやすい日程の設定 実習等の機材、設備の確保 会場の確保 その他 	具体的に:
(6) その他、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成について、 ご意見がありましたら自由にご記入くだ さい。		

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

本調査では、下図において () で囲んだ範囲が「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」 に相当するものとして回答して下さい。

福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

	[• 専門性や経験に基づく積極的な選問	E・提案、アドバイスの提供(状況を読んだプラスアルファ		
	の提案、先を見越した提案、複数の選択肢、自立に向けたアドバイスなど) ・ 利用者の気持ちを汲み取ろうとする姿勢や制度等に関する相手にあわせたわかりやすく丁説明など ・ チームの一員としての主体的な参加(担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢 ・ 高齢者の心身の機能や変化の特徴に関わる事故の防止に努め、問題発生時に変していた幅広が、速・適切な対応を行う能力				
	知識・能力	く具体的な知識 ・ 高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識 ・ リハビリテーションの考え方や福祉用具との関係に関する知識 ・ 高齢者に多い疾患・疾病とその症状・進行に関する知識 ・ チームケアに関する知識	 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを利用者・家族やケアチームに対してわかりやすく説明する能力 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力 チームの他職種の要望に対応したサービス提供 事業所や地域内で、経験の浅い福祉用具専門相談員に対する育成・指導、業務におけるスーパービジョンを行う能力 		
,	専門性の高い 知識・能力	・介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識 ・多様な福祉用具に関する知識 ・新製品に関する詳細な知識 ・機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識 ・住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識 ・接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識 ・認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	 福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力 状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力 サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 ケアマネジャーと円滑に連携する能力 		
•	基本的な 知識・能力	 介護保険制度の基本的な知識 福祉用具サービスに関する基本的な知識 福祉用具の種類・機構・特性等に関する基本的な知識 サービス提供の基本的な手順 住環境と住宅改修に関する基本的な知識 	・ (基本的な) 用具選定能力 ・ (基本的な) 搬入・設置・搬出の能力 ・ (基本的な) 利用指導・適合調整の能力 ・ (基本的な) フォロー・モニタリング能力 ・ (基本的な) 利用者・家族とのコミュニケーション 能力		
		知識	能力		

出典:平成26年度老人保健事業推進費等補助金

「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」報告書

専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた 研修カリキュラム等に関する調査研究事業

報告書 概要版

平成28年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目次

1.	事業	実施の目的	1
2.		的知識及び経験を有する者の養成研修の仕組み等に関する検討 養成研修の仕組み等について	
3.	3·1. 3·2.	的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム等の検討 カリキュラム構成の検討 カリキュラム構成(案)	16
	3-3.	講師要件	25
4.		の展望と課題 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の実現に向けた検討事項	

1. 事業実施の目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、介護人材の確保とともに、自立支援、介護負担の軽減に資する福祉用具や、実用化が進められている介護ロボットの積極的な活用が期待されている。そして、これらを適切なサービスとして提供するためには、個々の福祉用具利用者の心身の状態はもとより、住まい方、生活目標、さらに機器を用いた生活に対する心理的抵抗への配慮などにも考慮した対応が望まれる。また、医療との連携においてもこれまで以上に多くの情報共有の必要性が高まり、多職種間の連携が重要となる。こうした状況に対応していくためには、福祉用具専門相談員の更なる専門性の向上が課題である。

このようななか、国は、自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の入口である、福祉用具専門相談員指定講習(以下、指定講習)のカリキュラム等を見直し、平成27年4月1日から改正制度を施行した。同時に、福祉用具専門相談員の資格要件も、福祉用具に関する知識を有する国家資格保有者と、指定講習修了者に限定することとした。

また、現に従事している福祉用具専門相談員には、指定講習の見直しを踏まえ、必要な知識の修得、能力の向上に努めるとする「自己研鑚の努力義務」(平成27年4月1日施行)を課すこととした。これから従事する者、現に従事している者、それぞれに関連する今回の制度見直しは、専門職養成のための制度設計の一環であり、今後もこの分野を担う人材の専門性を高めるために、さらなる見直しや充実策の検討が求められる。

平成25年12月の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、「さらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、『より専門的知識及び経験を有する者』の配置を促進」することの検討が求められている。

そこで、本事業では、前述の介護保険部会の意見で示された「より専門的知識及び経験を有する者」の配置に向けて、適切な養成方法の在り方について具現化することを意図して、研修カリキュラムの内容や経験年数等の受講要件、研修の運用方法等、具体的な仕組みを検討した。

2. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の仕組み等に関する検討

2-1. 養成研修の仕組み等について

平成26年度に一般社団法人日本福祉用具供給協会が実施した「専門的知識を有する福祉 用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」(厚生労働省老人保健康増 進等事業)で、専門的知識及び経験を有する者に求められる知識・能力についての整理が行 われた。それを出発点として、本会では本研修の仕組み等に関し、以下の3点に分けて検 討を行った。

- 研修の位置付けについて
- 研修プログラムの内容とその考え方
- 研修の実施、運営の仕組みについて

(1)研修の位置づけについて

1) キャリアパスにおける研修の位置づけとねらい

- ・ 次ページ図表下段に示される「基本的な知識・能力」を有する者を指定講習修了者レベルとし、中段の「専門性の高い知識・能力」を有する者の養成カリキュラムや仕組みについて検討した。
- ・ 「指導」や「スーパービジョン」の視点は、上段「今後さらに期待される知識・能力」 で求められるため、今回の養成研修カリキュラムの視点には含まないこととした。
- ・ 現状の福祉用具専門相談員の養成プロセスを考慮し、厳密なハードルを設けてより高い 専門性を確立することやそれを認定することを目的とするのではなく、指定講習の次の ステップの研修として、より多くの福祉用具専門相談員が受講し、業界全体の質の底上 げを図ることを目指した位置づけとした。ただし、地域包括ケアシステムにおいて多職 種との連携の中で専門性を発揮していくためには、福祉用具に関わる領域において高い 専門性の確立を目指すことが重要である。こうした高度な専門性の獲得は、さらに次の ステップで目指すことが望まれる。
- ・ 本研修の位置付けを明確にするため、「指定講習」および、「専門知識及び経験を有する 者がさらに専門性を高めるための研修」と対比する形で整理を行った。

図表 1 福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

	の提案、先を見越した提案、複数 ■ 利用者の気持ちを汲み取ろうとす 説明など	定・提案、アドバイスの提供(状況を読んだブラスアルファ の選択肢、自立に向けたアドバイスなど) る姿勢や制度等に関する相手にあわせたわかりやすく丁寧な 加(担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢)
今後さらに 期待される 知識・能力	高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識 高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識 リハビリテーションの考え方や福祉用具との関係に関する知識 高齢者に多い疾患・疾病とその症状・進行に関する知識 チームケアに関する知識	 福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行う能力 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを利用者・家族やケアチームに対してわかりやすく説明する能力 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力 チームの他職種の要望に対応したサービス提供 事業所や地域内で、経験の浅い福祉用具専門相談員に対する育成・指導、業務におけるスーパービジョンを行う能力
専門性の高い知識・能力	・介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識 ・多様な福祉用具に関する知識 ・新製品に関する詳細な知識 ・機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識 ・住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識 ・接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識 ・認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	・福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 ・的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力・利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力・搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力・利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力・状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力・状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力・サービス担当者会議での発言・説明・提案能力・ケアマネジャーと円滑に連携する能力
基本的な知識・能力	介護保険制度の基本的な知識 福祉用具サービスに関する基本 的な知識 福祉用具の種類・機構・特性等 に関する基本的な知識 サービス提供の基本的な手順 住環境と住宅改修に関する基本 的な知識	・ (基本的な) 用具選定能力 ・ (基本的な) 搬入・設置・搬出の能力 ・ (基本的な) 搬入・設置・搬出の能力 ・ (基本的な) 利用指導・適合調整の能力 ・ (基本的な) フォロー・モニタリング能力 ・ (基本的な) 利用者・家族とのコミュニケーション 能力

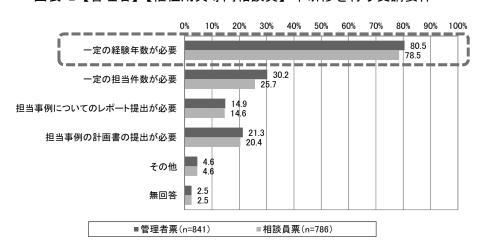
(平成 26 年度老健事業「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」より抜粋)

能力

知識

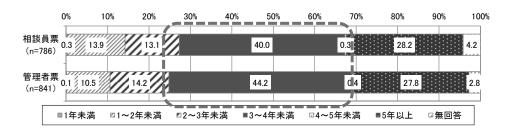
2) 受講要件の整理と修了の要件

- ・ 本研修の受講要件としては、一定の実務経験と業務遂行能力を設定する必要があると 考えられる。
- ・ 具体的には、実務経験を積み、福祉用具専門相談員としての基本的な業務能力を習得 しており、通常業務は1人で対応可能なレベルを想定する。
- 実務経験を把握するための基準として、経験年数と、実際に業務に従事していること の証明を求めることとする。
- ・ 経験年数については、作業部会での議論やアンケート調査の結果を踏まえ3年とした。 事業所の職員体制からも、経験年数3年以上の福祉用具専門相談員が一定数以上配置 されていることから、実現性が高いと判断された。
- ・ また、本研修は更新制とし(詳細は後述)、更新の際の要件は過去3年間の実務の証明 とした。
- ・ さらに、経験と業務遂行能力の確認ならびに研修での活用を目的として、事例(1件) の提出を求めることとした。
- 修了要件については、指定講習の考え方に準じ、研修(全カリキュラム)修了時に、 修了評価(筆記)を行い、科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らし て評価することとした。十分でない場合には、補講等により、到達に努める。また、 受講者に修了証を発行することとした。

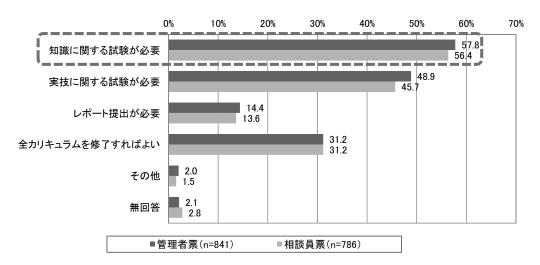


図表 2【管理者】【福祉用具専門相談員】本研修を行う受講要件

図表 3【管理者】【福祉用具専門相談員】受講要件として必要な経験年数



図表 4【管理者】【福祉用具専門相談員】本研修を行う修了要件



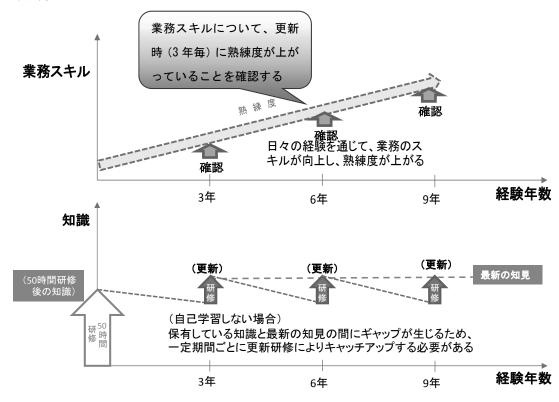
(2) 研修プログラムの内容とその考え方

1) カリキュラム内容と更新の仕組みの導入について

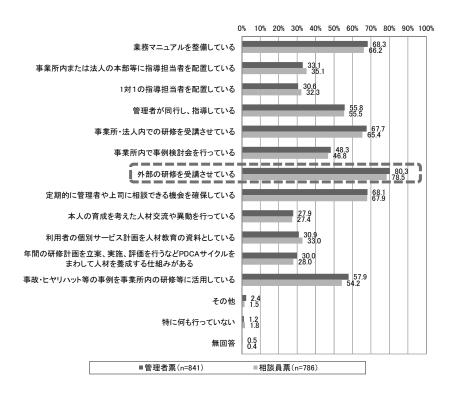
- 研修方法は、地域ごとの集合研修とする(アンケート結果からも、多くの事業所が外部研修を受講し、その有効性を感じていることが確認されている)。
- 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養うための内容とする。
- ・ そのため、新たな知識や技能の習得にとどまらず、実務により蓄積した経験に基づき、 知識と実践を結びつける内容とする。具体的には演習を取り入れ、実践的な能力を養 う。また、多職種との連携、サービス担当者会議等での発言力を強化する内容とする。
- ・ 一定期間ごとに最新の福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識 を維持・更新することが必要と考えられるため、更新制とする。

<更新制のイメージ>

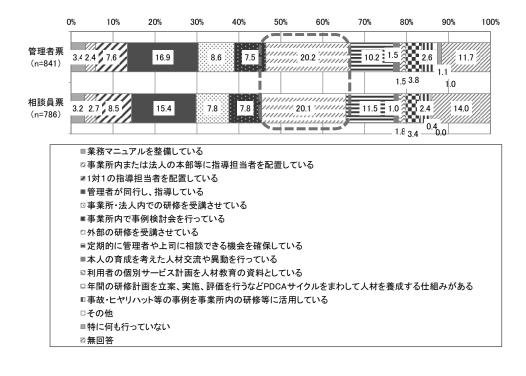
- 業務の経験を重ねることにより、福祉用具専門相談員としての熟達度は向上する。
- 一方で、知識については、一定頻度で、最新の動向を踏まえて、新しい情報を獲得する 必要があると考えられる。
 - ・最新の福祉用具に関する知識(介護ロボット等の動向も含む)
 - 介護保険制度の動向
 - ・認知症や高齢者の心身の状態に関する新たな知見およびそれに基づく適切な対応の あり方



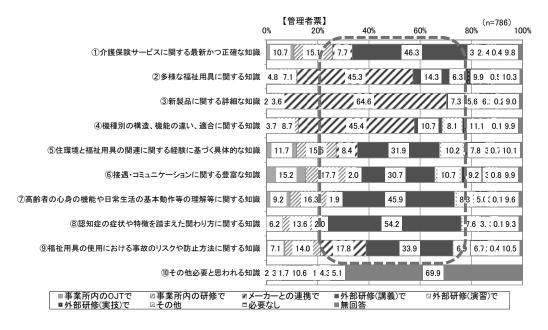
図表 5 【管理者】【福祉用具専門相談員】現状の職員の能力開発や養成の実施状況



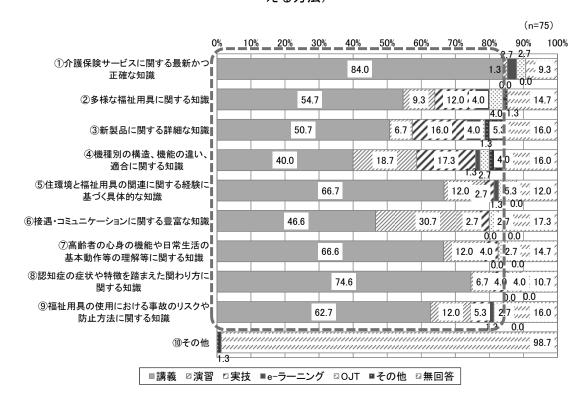
図表 6 【管理者】【福祉用具専門相談員】 事業所で実施している職員の能力開発や養成の項目のうち最も効果的なもの



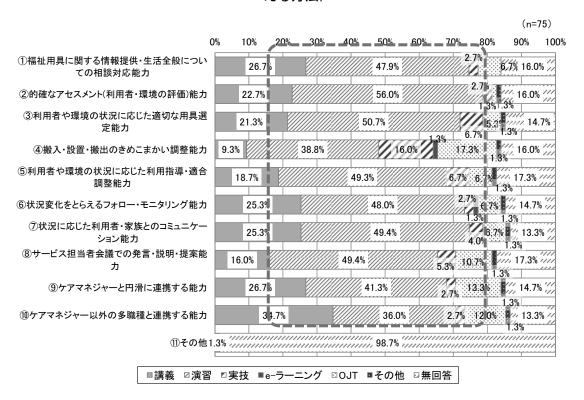
図表 7【管理者】必要な知識を習得するための方法(将来の望ましい知識習得方法)



図表 8 【指定講習事業者】知識を修得するための研修と方法(実施可能で最も妥当と考える方法)



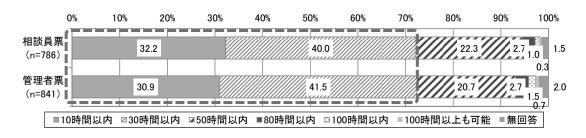
図表 9 【指定講習事業者】能力を修得するための研修と方法(実施可能で最も妥当と考える方法)



2) 時間と日程について

・ 研修時間は、更新制を前提として、習得すべき内容と受講負担を考慮して、20時間(3 日間)と設定した。

図表 10 【管理者】【福祉用具専門相談員】1年間に受講する外部研修の妥当な受講時間

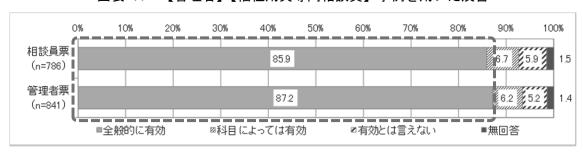


3) 事例の活用

・ 3年間自分がやってきたことをきちんとまとめることができ、福祉用具専門相談員と して適切な仕事ができているかを確認するため、事前課題として、事例の提出を求め ることとした。提出された事例は演習に活用することも想定する。

(アンケート調査では、事例提供が「可能」とする回答は2割以下であるが、一定の 経験を有する福祉用具専門相談員を受講対象として想定することから、受講要件とし て設定する。)

- 事例提出のための書式を設ける。
- 個人情報保護に配慮されたもののみ受け取る。事例は、事業所を通じて事業所の確認 のもとに出すもの。事業所と利用者が契約しており、事業所の所有する事例を外に出 すということであり、利用者の同意も必要になる。そういった手続きもここで学んで もらう。
- カリキュラムに応じて指定されたテーマの事例を提出する。どういう趣旨でその事例 を選んだのかも記載してもらうこととする。



図表 11 【管理者】【福祉用具専門相談員】事例を用いた演習

図表 12 【管理者】【福祉用具専門相談員】教材となる事例提供の可否

		4				
		全体	可能	難しい	わからな	無回答
		j			い	
	全体	1627	275	608	723	21
		100.0%	16.9%	37.4%	44.4%	1.3%
調査票種別	管理者票	841	152	328	348	13
		100.0%	18.1%	39.0%	41.4%	1.5%
	相談員票	780	123	280	375	8
		100.0%	15.6%	35.6%	47.8%	1.0%

(3) 研修の実施、運営の仕組みについて

1) 研修実施団体

- ・ 指定講習における知識・能力の体系を骨格として検討していることを踏まえ、委員会、 作業部会の協議のもと、本研修の養成機関も指定講習に準ずることとした。
- ・ 指定講習ならびに福祉用具専門相談員を対象とした研修開催の実績もあり、養成機関として最も妥当であると判断した(指定講習事業者を対象としたアンケート結果からも、各科目について、「対応可能」と「検討可能」という回答があわせて約7~8割となっており、養成機関として想定可能であることが確認された)。

図表 13 知識を修得するための研修についての対応可能性

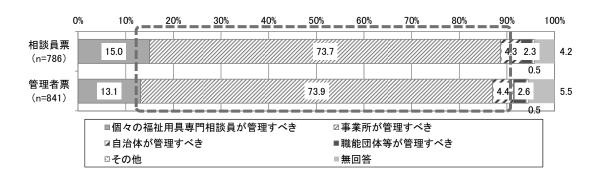
	1			1	
	全体	対応可能	検討可能	対応不可	無回答
①介護保険サービスに関する 最新かつ正確な知識	75	38	24	1	12
	100.0%	50. 7%	32.0%	1.3%	16. 0%
②多様な福祉用具に関する知 識	75	38	22	3	12
	100.0	50. 7%	29. 3%	4.0%	16.0%
③新製品に関する詳細な知識	75	22	30	10	13
	100.0	29. 3%	40. 1%	13. 3%	17. 3%
④機種別の構造、機能の違 い、適合に関する知識	75	26	32	5	12
	100.0%	34. 7%	42. 6%	6.7%	16. 0%
⑤住環境と福祉用具の関連に 関する経験に基づく具体的な	75	30	29	4	12
知識	100.0%	40.0%	38. 7%	5.3%	16.0%
⑥接遇・コミュニケーション に関する豊富な知識	75	37	24	2	12
	100.0%	49. 3%	32. 0%	2. 7%	16. 0%
⑦高齢者の心身の機能や日常 生活の基本動作等の理解等に	75	39	20	3	13
関する知識	100.0%	52.0%	26. 7%	4.0%	17. 3%
⑧認知症の症状や特徴を踏ま えた関わり方に関する知識	75	38	20	3	14
	100.0%	50. 6%	26. 7%	4.0%	18. 7%
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関す	75	31	22	6	16
る知識	100.0%	41. 4%	29. 3%	8.0%	21. 3%
⑪その他	75	1	0	0	74
	100.0%	1. 3%	0.0%	0.0%	98. 7%

11

2) 更新の仕組みの導入と受講管理

- ・ 今後、各福祉用具貸与事業所に専門的知識、経験を有する者を配置することが求められる方向であること、また、本研修は3年ごとの更新制を想定していることから、受講履歴を適切に管理することが重要となる。基本的には、修了証は個人に帰属するものであるが、受講者(個人)が事業所に修了証(コピー)を提出することにより、事業所で修了者の把握や更新について管理することが想定される。(アンケート結果によれば、受講履歴ついては事業所による管理が望ましいという回答が大半を占めていた)。
- 養成機関においては、指定講習と同様に、受講者の名簿を管理することが求められる。
- ・ 指定講習では、受講者の名簿を管理している養成機関が修了証の発行・再発行の役割を担っている。そのため、養成機関が事業廃止等した場合、修了証の再発行の術はないのが現状である。本研修においても同様の事態が想定できることから、行政等の関与により、再発行の仕組みがあることが望ましい。

図表 14 【管理者】【福祉用具専門相談員】研究受講状況の今後の望ましい管理方法



ı
۲
ت
にしいて
IJ
+
$\overline{+}$
4
置休(
の付
$\overline{}$
6
研修(
₹
压
-
5
₩
ıήZ
逐

	- X区	しっ ツバックブユ 直でして しょく	
檢討内容	指定講習	専門性・経験を有する福祉用具専門相談員 養成研修 (イメージ)	(さらに専門性を高める研修) (イメージ)
キャリアパスに	福祉用具専門相談員の資格取得	一定の経験を有する福祉用具専門相談員が、	多職種連携における高度な専門性の発揮。
おける	(キャリアパスの入り口)	実践の場で専門性を発揮するために必要な知	特定分野(ロボット等)の専門性を獲得。
か 聞く ご		識・スキルを定期的に確認、習得、更新する。	マネジメント、リーダーシップ、指導育成
			力等についても獲得する。
研修のねらい	● 介護保険サービスの他の専門職と連携しな	● 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相	● 関連分野に関する広い知識とともに
	がら、高齢者の自立した生活を福祉用具で	談員を対象とし、より専門性の高い知識	福祉用具分野におけるさらに高度な
	サポートする福祉用具専門相談員を育成。	を習得し、実践する能力を養う。	専門性とチームケアにおける実践力
	● 地域包括ケアシステムの中で、福祉用具専	● 福祉用具専門相談員としての専門性構築	を養い、専門職として認定する。
	門相談員の職務や職業倫理に対する理解に	のための幅広い知識や手法を習得する基	● 特定分野の専門性獲得においては、地
	基づき、福祉用具サービス計画に沿って自	報づくりかおらいとする。	域の中での指導的役割を担うための
	立支援に資するサービス提供を実施できる		知識と能力を習得し、専門資格として
	専門職の養成を目指して改定。		認定する。
受講要件と	制限なし。	実務経験を積み福祉用具専門相談員としての	一定の専門性を有する福祉用具専門相談
その考え方	介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定。	基本的な業務能力を習得しており、通常業務	員としての実績を有すること。
		は1人で対応可能。	経験年数5年以上
		● 経験年数	● 実務経験証明(事業所による証明書)
		<初回>3年以上	● 事前課題としての事例資料提出(複
		<更新>過去3年間従事していること	数))
		● 実務経験証明 (事業所による証明書)	● 特定領域の研修受講履歴等
		事前課題としての事例資料提出(1件)	
修了要件	● 研修 (全カリキュラム) 修了時に、修了評	研修(全カリキュラム)修了時に、修了	修了時に目標レベルに達しているこ
	価 (筆記)。科目の習得度について、各科目	評価 (筆記)。科目の習得度について、各	とを確認 (筆記・実技試験、その他の
	で設ける到達目標に照らして評価。	科目で設ける到達目標に照らして評価。	方法)して認定するなど、今後さらに
	● 十分でない場合には、補講等により、到達	● 十分でない場合には、補講等により、到	検討する。
	に努める。	達に努める。	
	● 受講者に修了証を発行。	● 受講者に修了証を発行。	

図表 16 研修プログラムの内容とその考え方

	四次 10 明修プログラムの内4	
検討内容	指定講習	専門性・経験を有する福祉用具専門
カリキュラムの構成と特徴	 ■ 福祉用具サービス計画の作成義務化への対応として、福祉用具サービス計画に関する基本理解の促進、福祉用具専門相談員の役割や職業倫理に対する認識の強化、生活環境の理解を扱う科目の明確化がなされている。 ■ 福祉用具専門相談員の職務領域の広がりを踏まえた学習内容の拡充として、認知症に関する理解の強化、住環境や住宅改修に関する理解の促進につながる内容が盛り込まれている。 	 相談員養成研修(イメージ) 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養う。 経験に基づき、知識と実践を結びついるのでは、とする。 一定期間ごとに最新の福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識を維持・更新する。 演習を取り入れ、実践的な能力を養う。 多職種との連携、サービス担当者会議等での発言力を強化する。内容とする。
時間と日程	● 50 時間 ※東京都では、「おおむね7日程度で 修了することとし、地域の実情等によ り7日程度で実施できない場合は、2 か月以内の範囲内で修了すること」と している。	● 20 時間(3 日)
事例の活用	なし	 事前課題として、事例(1件)の提出を求める。 事例提出用の書式を定め、必要事項がもれなく記入され、個人情報保護に配慮されたもののみ受理することとする。 グループワークを中心とした課題解決型、参加型の演習を取り入れる。 事前提出した事例の中から、グループワーク教材として用いる事例を選定し、事例検討を行う。

図表 17 研修の実施、運営の仕組みについて

	四次 17 明修の失肥、建省の	
		専門性・経験を有する
検討事項	指定講習	福祉用具専門相談員
		養成研修 (イメージ)
養成機関の 要件、指定 方法	<養成機関の要件> 「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」 ① 必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤 ② 講習事業の経理が明確に区分され、事業の収支の状況を明らかにする書類を整備 ③ 講習受講者に係る秘密保持についての措置	<養成機関の要件> 「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」 ① 必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤 ② 講習事業の経理が明確に区分され、事業の収支の状況を明らかにする書類を整備 ③ 講習受講者に係る秘密保持についての措置
知識等の 維持の方法 (更新制な ど)	その他、各都道府県の実情に応じて設定可能 <指定方法> 事業所(養成機関)の所在地を管轄する 都道府県において、事業所ごとに指定。 特になし	その他、各都道府県の実情に応じて設定可能 <指定方法> 事業所(養成機関)の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定 ・ 能力の維持と、新たな知識のキャッチアップのため、3年ごとの更新制とする。 ・ 更新研修は、直近3年間の現業従事を前提に、実務を重視した内容とす
		る。
受講実績の管理方法	<指定講習事業者による管理> 指定講習事業者が受講者名簿を管理修了証の再発行は指定講習事業者によって可能(事業廃止等により連絡手段がない場合、修了証再発行の術はない)	 ◇本人による管理> 基本は本人(個人)が管理 修了後、所属事業所に修了証(コピー)を提出 〈福祉用具貸与事業所による管理> 提出された修了証(コピー)による修了者の把握 更新の管理(規定を満たす従業者確保の観点から事業所が管理) 養成機関によるの管理> 養成機関が受講者名簿を管理 修了証の再発行は養成機関によって可能(事業廃止等により連絡手段がない場合、修了証再発行の術はない)

3. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム等の検討

3-1. カリキュラム構成の検討

2章で整理した仕組みを踏まえつつ、具体的なカリキュラムの構成、内容について検討を 行った。検討にあたっては、以下のような考え方に沿って研修項目を抽出し、それぞれの内 容や時間配分の目安を検討したうえで、効果的な順序を考慮して構成を設定した。

①研修項目の抽出と整理

指定講習における知識、能力の体系を基本の骨格とし、本研修として充実・強化すべき事項、追加が必要な事項を整理した。具体的には、平成26年度に一般社団法人日本福祉用具供給協会が調査研究でまとめた「福祉用具専門相談員に求められる知識・能力」モデルの中段に示される「専門性の高い知識・能力」にある項目を本研修のレベルで求められる知識・能力とし、これらを指定講習の体系に位置付けて整理した。

②次のレベルを想定した学習内容と到達目標の検討

学習のねらいは、上記の「福祉用具専門相談員に求められる知識・能力」モデル上段に示される「今後さらに期待される知識・能力」を有するものに求められるレベルも想定しながら設定した。このようにして、次のレベルとの切り分けを考慮しながら、本研修に求められるの範囲での学習内容と到達目標について検討し、具体化した。

③学習内容(概要)の検討

学習内容の検討にあたっては、最新の知識の習得や情報の収集、実践能力を高めるための 演習を重視した。例えば、実務経験、実践との対応付けや担当事例の活用など、実践力の確 認、定着を念頭において検討し、ワークシートを用いた演習やグループワークなどをできる だけ効果的に活用するような構成とした。

④時間配分の設定

時間配分は、アンケート結果および指定講習等の実績を考慮し、委員会、作業部会の協議のもと、20時間(3日間)の研修時間を想定し、項目ごとの時間配分を検討した。

3-2. カリキュラム構成(案)

検討した 20 時間 (3 日間) のカリキュラム案を以下に示す。 1 日目は、講義形式による知識の習得を中心とした。 2 日目は、演習を通して業務プロセスに関するスキルを高める内容とした。 3 日目は、2 日間で学んだ要素を活用した総合演習により、実践力の向上につなげる構成とした。

図表 18 カリキュラム構成(案)

		1		1.2-14.	Tr. ()	n-L +++
		大項目	小項目	内容等	形式	時間
	1	オリエンテーション	福祉用具と福祉用 具専門相談員の役 割		講義	0.5
	2	介護保険制度 の最新動向		介護保険制度の仕組みと動向	講義	1.0
一田田	3	高齢者の医療・介護に関する知識	こころとからだの しくみの理解 認知症の理解 障害の理解 発達と老化の理解	(こころとからだのしくみ)(応用編) 認知症、発達・老化、障害等の関わり方に関する知識	講義	1.5
			介護技術	(介護技術)(応用編) コミュニケーションに関する豊富な知識	講義	1.5
	4	福祉用具および住宅改修に	住環境と住宅改修	住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体 的な知識	講義	1.0
		関する知識・技術	新しい福祉用具の 特徴と活用	機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識 新しい機能をもつ福祉用具に関する知識 多様な福祉用具に関する知識 事故の防止と安全な利用	講義	2.0
	5	業務プロセス に関する知識、 技術	福祉用具貸与計画 書の作成	(計画書の意義の理解と作成、活用)(応用編) 的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	講義	2.0
			ケアチームにおけ る福祉用具専門相 談員の役割	ケアマネジャーと円滑に連携する能力 サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 医療・福祉などの多職種との連携	講義演習	2.0
目			業務プロセスに関 するスキルの向上	福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	講義	3.5
111日田	6	総合演習		学習内容を踏まえた総合演習 一連のプロセスを実践、チェック	演習	5.0
					計	2 0

[※] 上記とは別に、筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施すること。

[※] 到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、 到達目標に達するよう努めるものとする。

図表 19 カリキュラム構成(案)(詳細)

	内容	〇福祉用具の定義と種類	 → 介護保険制度や障害者総合支援制度等における福	祉用具の定義と種類 <u>の復習</u>	〇短外田目の怨割		●利用者の14第生活動作(ADL)等の改善	● 介護負担の軽減 (実際の担当事例に即して再確認す	(X	<u>ッ/</u> ● 日立支援に対する有田体 効単	ロエスなに刈りる旧川上		〇介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置	付けと役割の確認	〇海が田貝恵間相談目の仕事内容の確認	(国国)に対することを入りますとなる。 最初 国際 (利用 国際の 選出) は、 アス 支 接 (利用 国 無 を 強 た の 解 単) は 田 一	●国事に入れている人気へいいます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	シゴンブゴギン 「X E ユマンボゴメオン	○専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に	求められる役割	● 事業所に1名配置が求められる背景	● 福祉用具専門相談員からのステップアップの内容	(研修の位置づけ、更新の仕組み)	● さらなる専門性向上に向けて	〇職業倫理	● 福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、	利用者本位、専門性の向上等)	
	到達目標	● 福祉用具の定義につい	て、自立支援の考え方を	<u>略まえて正しく説明</u> でき	vo °	● 福祉用具の種類を正しく	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	000 V CO 000	● 高齢者等の暮らしを支え	る上で福祉用具が果たす	役割を、具体的に説明で	04 20°	● 福祉用具による支援の手	順に沿って、福祉用具専	門相談員の役割を説明で	°° 20 4U	● 専門的知識・経験を有す	る福祉用具専門相談員の	役割や、事業所に必ず一	人配置されていることの	意味を説明することがで	\$0 \$0	● 専門的知識・経験を有す	<u>る</u> 福祉用具専門相談員の	職業倫理の重要性を理解	し、倫理性が求められる	具体的な場面での留意点	を列挙し、説明できる。
四女 こうとしょく (本語) (本語) (本語)	目的	● 福祉用具の定義と、高齢者等	の暮らしを支える上で果た	す福祉用具の役割を確認す	2°								● 介護保険制度における福祉	用具専門相談員の位置付け	と役割を確認するとともに、	専門的知識・経験を有する福	祉用具専門相談員に求めら	れる役割や知識、能力につい	て理解する。	● 専門的知識・経験を有する福	祉用具専門相談員としての	職業倫理の重要性を理解す	°°					
SI	時間	0.5																										
	形式	講義																										
	内容等																											
	小項目	福祉用具と福	祉用具専門相	談員の役割																								
	大項目	1 4	⊢ H	71	<u></u>	<i>γ</i> , π	π .\																					
															1 =	ІШ												

※注:表中でアンダーライン表示した個所は、現行の指定講習に対して記述内容を変更していることを示している。

校区	〇介護保険制度等の仕組みと動向	● 介護保険法の理念、仕組み、関連制度の概要の確認	● 介護保険制度を巡る社会状況と制度の動向、今後の	展望(高齢者の増加、重度化、認知症、在宅支援の	重要性と看取り、関連する制度の変遷)	● 福祉用具サービスをめぐる動き、制度の変遷	〇地域包括ケアの考え方と福祉用具専門相談員の関	विद	● 地域包括ケアの理念や構成要素、多様な支え方<u>の確</u>	20世	地域ケア会議の役割・機能<u>の確認</u>	●医療・介護に関わる各専門職の役割<u>の確認</u>	● 地域包括ケアにおける福祉用具専門相談員の関わ	りのポイント(自立した在宅生活の支援に向けた、	福祉用具の効果的な利用の観点からの提案、助言)		〇加齢に伴う心身機能の変化の特徴	● 発達等老化、認知症、障害、こころとからだのしく	みについて確認	● 心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応	等)について確認	〇認知症の理解と対応	● 認知症の症状、認知症高齢者の心理・行動の特徴と	対応について学習・復讐				
到達目標	● 介護保険制度をめぐる動	向や、直近の制度改正の	内容、意味について説明	(342)。	● 地域包括ケアの理念や、	地域包括ケアの構成要	素、支える主体に関する	理解をもとに、地域にお	ける地域包括ケアの現状	や課題について、見解を	述べることができる。	● 地域包括ケアを担う各専	門職の役割・責務を <u>踏ま</u>	之、福祉用具専門相談員	として果たすべき役割に	ついて説明できる。	● 加齢に伴う心身機能の変	化の特徴、高齢者に多い	疾病の種類と、症状につ	いて、実務経験や担当し	た事例を踏まえて説明で	まる。	● 認知症や障害のある方の	症状と心理・行動の特徴	を理解し、それを踏まえ	て様々な場面における関	わり方を具体的に説明で	vo tu
目的	● 介護保険制度等の目的と、基	本的な仕組みを確認したう	えで、直近の制度改正の動	向、内容と意義について理解	\$ 5°	● 地域包括ケアに係る関連施	策について理解し、福祉用具	専門相談員が積極的に果た	すべき役割、他の職種からの	期待について理解する。	● 地域包括ケアを担う各専門	職の役割・責務について確認	し、福祉用具専門相談員とし	ての具体的な関わり方につ	いて理解する。		● 高齢者等の心身の特徴と、日	常生活上の留意点について	確認する。	● 認知症・老化・障害等に関す	る基本的な知識を踏まえ、新	しい知見を学ぶ。	● 実務経験を踏まえて具体的	な場面に応じた認知症や障	害をもった高齢者との関わ	り方を理解する。		
時間	1.0																1.5											
形式	講義																講義											
内容等	● 介護保険制度	の仕組みと動	叵														ゆそそここ)	らだのしく	み)(応用編)	●認知症、発	達・老化、障	害等の関わり	方に関する知	戴				
小項目																	られるろここ	だのしくみの	理解	認知症の理解	障害の理解	発達と老化の	理解					
大項目	\(\(\)	麓口	<u>《</u> 图	門原	<u>€</u>	茶样	国间										恒:	霍 州	1 C F	 R 斄	•	護に	に関	すん	禄录(置		
<u>+</u>	2																33											

各	○日常生活動作 (ADL) における介護技術 ● 日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ○特に配慮を要する場面における介護技術 ● 特に配慮を要する状態像の利用者や、介護場面における介護の内容、適用される福祉用具 ● 適切な福祉用具の選定、適合のポイント ○コミュニケーションに関する技術 ● 利用者・家族とのコミュニケーションの重要性 ● 利用者・家族とのコミュニケーションの重要性 ● 記息疎通が困難な場合のコミュニケーションの実践例 ● 意志確認が難しい人の意思決定	○高齢者の住まい方 ● 住宅構造・間取り・設備の種類等、高齢者の住まい方における課題 ● 高齢者の状態、ニーズに応じた望ましい住環境のあり方 ○住環境整備 ● 住環境整備 ● 住環境整備 ● 住環境整備 (トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取り付け等) ○住環境と福祉用具の関連に関する知識 ● 住環境、居住、住まい方に合わせた福祉用具
到達目標	 ●日常生活での各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割について、 具体例をもとに説明できる。 ◆特に配慮を要する状態像の利用者や介護場面について、適切な福祉用具の選定、適合のポイントについて説明できる。 ●コミュニケーションの重要性や留意点などにコミュニケーションの主要性や留意点などに可じて、具体例をもとに説明できる。 	● 高齢者の住まい方の課題に応じた住環境整備のポイントや、福祉用具と生活環境の適合のポイント、住宅改修の方法について説明できる。 ・ 介護保険制度における住宅改修の仕組みを利用者の状態、ニーズに応じてご明できる。
目的	●日常生活動作 (ADL) ごとの 介護の意味と手順を踏まえ、 福祉用具の選定・適合にあた って着目すべき動作のポイントを確認する。 利用者や介護場面について、 適切な福祉用具の選定、適合 のポイントを理解する。 のポイントを理解する。 のポイントを理解する。 のポイントを理解する。 のポイントを理解する。 のまれたとかなないで、 のまれたといる。 のまた。 のまた。 適切な福祉用具の選定、適合 のポイントを理解する。	● 高齢者の住まい方における 課題に応じた住環境整備の 考え方や、福祉用具と生活 環境のポイントを踏まえた 住宅改修の方法について確 認する。 ● 介護保険制度における住宅 改修の目的や仕組みについ て確認する。
時間	. 1 . 5	1.0
形式	糖	雑E 雑文
内容等	(小護技術)(応用編)コニュニケーションに関する豊富な知識	在環境と福祉 用具の関連に 関する経験に 基づく具体的 な知識
小項目	介護技術	在環境と住宅改修
大項目		福祉用具および住宅改修に関する知識・技術
		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \

小項目	内容等	業別			到達目標	内容 一种 医甲基苯基甲基苯甲基甲基
● 機種別の構	幠	無 養	2.0	●福祉用具の種類、機能、構	●	〇福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法
造、機能の違	7庫			造及び利用方法について確	た福祉用具の種類、機	※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更
い、適合に関	い 謡				能、構造及び利用方法を	衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具
する知識				福祉用具を含む)。	説明できる (新しい機能	及びその他の福祉用具
● 新しい機能を	₩			● 基本的動作や日常の生活場	をもつ福祉用具を含	● 新しい機能をもつ福祉用具の特徴、利用方法
もつ福祉用具	шĶ			面に応じた福祉用具の特徴	رئه	○基本的動作と日常の生活場面、高齢者の状態像・生
に関する知識	織			を確認する。	● 基本的動作、日常の生活	<u> 活スタイル</u> に応じた福祉用具の特徴
● 多様な福祉用	₽			● 新製品に関する知識を習得	場面に応じた福祉用具	
具に関する知	끖			420	の関わりや、福祉用具の	
鷾					特徴を説明できる。	
●事故の防止と	4.			● 高齢者の状態像に応じた福	● 高齢者の状態像に応じ	〇各福祉用具の選定・適合技術
安全な利用				祉用具の選定・適合技術に	て各福祉用具を選定・適	福祉用具の選定・適合の視点、実施方法
				ついて確認する。	合し、それについて説明	・ 福祉用具の適合には、身体能力・状態への適合と
				● 高齢者の状態像に応じた福	(はめ。	生活環境との適合があることを理解する。
				祉用具の利用方法・利用の	● 高齢者の状態像に応じ	・ 生活環境との適合には、住環境と住まい方の両方
				際の注意点等について確認	た福祉用具の <u>安全な利</u>	を含むことを理解した選定・適合の視点、実施方
				42°	用方法、事故防止方法等	法を習得する。
					について説明できる。	● 福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点、
						安全対策(誤った使用方法や重大事故の例示を含
						(J)
						〇高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法

内容	〇福祉用具による支援の手順の考え方 <u>の確認</u>	以下の内容について、自身の担当事例に沿って要点を	確認する。 ● 同方虫 ジュミボン 古り 田自代 中当 正然 人間 6 年	● 店子サーこへ訂画と倫化用具真子計画寺の選ば出 ● アセスメント 利用日輝の設定・短が田目の選定	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	モニタリング等	● 状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組	合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・	地域資源との連携方法等)	〇福祉用具貸与計画等の意義と目的	記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共	有、エビデンス、リスクマネジメント)の確認(は11日日の日本では、10年11日日の日本では、10年11日日の日本の日本のは、10年11日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	○福祉用具質与計画等の作成のホイントの確認 ● ロラクロソ車値まかけたいでとかす車値の短が用目会	■ 日ダン担当事例またはサインタがに事例の個化用共享年計画について 利用者の基本情報 福祉用目がぶ	要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具	の機種と当該機種を選定した理由、その他関係者間	で共有すべき情報が適切に記載されているか、どの	ように改善することができるかを評価し、グループ	で討議する。 (1:11111111111111111111111111111111111	○福祉用具質与計画等の枯用方法● 型田⇒ ・砂木ややを軽描しく研想サポーム ・レルコー	◆村石4・多族代多職種との情報共有とナーオノノローオの手間がで強数	- / <u>の 異奏 ir の u 奏 ir の u か が ir か ir か ir か ir が ir に jr ir が ir ir が ir ir が ir </u>	家族への説明、ケアマネジャーとの連携、多職種と	の連携、自己の能力開発など)	〇モニタリングの意義と方法	モニタリングの意義・目的<u>の確認</u>	モニタリング時の目標達成度の評価・計画見直しの	ポイントの確認	● 事例演習(自身のモニタリングの実践例の振り返り	<u>と要改善点)</u> ※医療との連携、他福祉職との連携、退院時の連携等
到達目標	● 福祉用具による支援の	手順と福祉用具貸与計	画等の位置付けについ	て具体的に説明できる。	● 福祉用具貸与計画等の	項目の意味と内容、記載	する上でのポイントに	ついて事例をもとに具	体的に説明できる。	● 福祉用具貸与計画等の	活用方法、有効に活用す	るためのポイントを具	体的に列挙できる。	与えられた事例につい	て、利用者の心身の状況	や生活における希望、生	活環境等を踏まえた利	用目標の設定や選定 <u>を</u>	適切に行うことができ	% S	● 「福祉用具サービス計	画作成ガイドライン」に	沿った計画作成ができ		<u>。。</u> ● モニタリングの音業を	マニ・ハン・ション がある 大手 サード・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	届まるい、個別の未成の	法について、具体例を用	いて説明できる。	
目的	● 福祉用具による支援の手順	と福祉用具貸与計画等の位	置付けを <u>確認</u> する。	● 利用者の自立支援に資する	福祉用具貸与計画等を作成	し、有効に活用する方法を	習得する。	●利用者の心身の状況や生活	における希望、生活環境等	を踏まえた利用目標の設定	や選定の重要性を理解し、	適切に目標の設定、選定を	行うための要点を学ぶ。	モニタリングの意義を確認	し、実務経験を踏まえて適	切な実践方法について学	ŕķ													
時間	2.0																													
形式	講義	演習																												
内容等	曼の暈厘桿) ●	義の理解と作	成、活用)(応	用編)	● 的確なアセス	メント (利用	者・環境の評	価)能力	利用者や環境	の状況に応じ	た適切な用具	選定能力																		
小項目	福祉用具貸与	計画書の作成																												
大項目	業	務プ	/ 11 4	カス	心 器	(to N	足の	織、	技術	W.																				
	5															T 1777														
															1 [ш														

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	黎 尼
	ケアチームに	・ケアマネジ	講義	2.0	 ・ 小護サービスを提供するに	●利用者の人権と尊厳を	〇「人権と尊厳の保持」 <u>の理念の確認</u>
	おける福祉用	ヤーと田鴻	演習		あたって基本となる視点を	保持した関わりを行う	●プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待禁止、ノー
	具専門相談員	に連携する			確認する。	際の留意点、ケアマネジ	マライゼーション、エンパワメント、クオリティオ
	の役割	能力			ケアマネジメントの考え方	メントや介護予防、多職	ブライフ (QOL)
		サービス担			を踏まえ、福祉用具サービ	種連携の目的を <u>的確に</u>	〇「ケアマネジメントの考え方」 <u>の確認</u>
		当者会議で			スの位置付けや、医療・福	説明できる。	● ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立
		の発言・説			祉などの多職種連携の重要	● 居宅サービス計画と福	支援及び自己決定・自己実現)
		明·提案能力			性を確認する。	祉用具貸与計画等の関	◆ケアマネジメントの手順(アセスメント、居宅サー
		● 医療・福祉な			ケアチームにおける福祉用	係性を踏まえ、福祉用具	ビス計画作成、サービス担当者会議、説明と同意及
		どの多職種			具専門相談員の役割と多職	貸与計画について、ケア	びモニタリング)
		との連携			種からの期待について理解	マネジャーおよび多職	● 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性
					し、ケアマネジャーとの連	種にもわかりやすく説	● 介護予防の目的と視点
					携、サービス担当者会議に	明できる。	● 国際生活機能分類 ICF の考え方
					おける発言、提案の重要性	ケアチームにおける福	●多職種連携の目的と方法 (介護に関わる専門職の種
					と実践のポイントを学ぶ。	祉用具専門相談員の役	類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具
						割を理解し、専門性を発	(本例)
						揮するためのポイント	〇ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割
						とその具体的な方法に	● 福祉用具専門相談員の役割と多職種からの期待
						ついて、説明することが	● 事例演習①ケアマネジャーとの連携のポイント
						でする。	● 事例演習②サービス担当者会議(具体例をもとにポ
							イント確認)
	業務プロセス	2/首単飛舞●	講義	3.5	● 福祉用具の供給の流れや整	● 福祉用具の供給の流れ	〇福祉用具の供給の流れ <u>の確認</u>
	に関するスキ	関する情報	演習		備方法を確認する。	と、各段階の内容や留意	●福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ
	ルの向上	提供·生活全			● 状況に応じた利用者・家族	事項について、実務経験	 ◆介護保険法における福祉用具貸与事業の内容
		般について			とのコミュニケーション能	に即して説明できる。	〇福祉用具の整備方法 <u>の確認</u>
		の相談対応			力、調整能力を習得する。	● 福祉用具の整備の意義	● 消毒及び保守点検等
		能力			● 利用者や環境の状況に応じ	とポイントを説明でき	〇コミュニケーションの重要性とポイント
		● 状況に応じた			た利用指導・適合調整の方	ν _ο	● 高齢者の特性の理解とコミュニケーションの重要性
		利用者・家族			法、安全な使い方とポイン	● さまざまな利用者、家族	● 事例演習:場面や相手の状況に応じたコミュニケー
		とのコミュニ			トについて学ぶ。	を想定し、相手の状況に	ションのポイント
		ケーション能				応じた適切なコミュニ	〇利用者や環境や状況に応じた利用指導と適合調整

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
		大 Lind				ケーションのポイント	 利用指導と適合調整の要点の確認(実践の振り返り) → 本質が知ります。
		●搬入・設置・				を説明することができ	事例字督:特殊(対応凶難)なケースにおける利用 いぶ、サイニが上した。
		製田のかるい				90°	指導と適合調整の方法
		まかい調整能				● 事例に即して、利用者の	
		7				環境や状況に応じた利	
		利用者や環境				用指導、適合調整におけ	
		の状況に応じ				るポイントを説明でき	
		た利用指導・				2°	
		適合調整能力					
黎		学習内容を踏	演習	5.0	● 受講要件として受講者から	● 福祉用具貸与計画等の	○事例演習
(1) 使		まえた総合演			提出された事例を教材とし	作成・活用における一連	● 事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、選定、
<u>K</u> ∏		RII.			て用いて、福祉用具による	の手順のポイントにつ	福祉用具の貸与及び福祉用具貸与計画等の作成の演
		・一連のプロセ			支援におけるポイントを再	いて、具体例をもとに説	習 (グループワーク)
		スを実践、チ			確認する。	明できる。	● 利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具
		1 シク			■ 適切、的確な福祉用具貸与	● 事例に即して、福祉用具	貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロール
					計画等の作成・活用技術を	貸与計画等を作成し、主	プレイング、グループメンバーによる相互評価
					習得する。	要なポイントについて	※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症
						解説することができる。	などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにお
							ける福祉用具貸与サービス等の役割や多職種との連
							携に対する理解が深まるものが望ましい。
			抽	20			

上記とは別に、筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施すること。

到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

²月目の講義、演習の事例教材は、講師が用意したもの、受講者が受講要件として提出したもの、いずれの使用も可能。 2月目の演習はテーマに即した場面を切り出して、そのテーマについての理解と実践力養成に注力するもの。3月目の総合演習は事例のアセスメントからその後の経過 すべてを検討対象として、総合的な事例対応の実践力養成をねらいとする。 *** * * ***

3-3. 講師要件

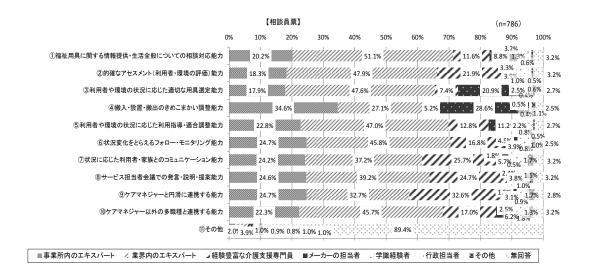
講師要件についても、指定講習の講師要件の考え方に準じて整理した。

- 福祉用具専門相談員の資格要件に該当する国家資格および業務として専門性が認められている職種を中心に、講師要件を整理した。
- ・ 福祉用具専門相談員自身は受講対象者であることから、講師としては想定しないこととした。ただし、一定のレベルに達しているとして指定講習の講師に認められている「福祉用具プランナー(テクノエイド協会)」と、福祉用具サービス計画の作成について指導することを目的に養成されている「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)」については、講師を務めうると考え、一部の科目の講師要件に含めることとした。なお、「福祉用具選定士(日本福祉用具供給協会)」についても講師要件に含めてはどうかとの意見があったが、今回の検討では保留とした。
- ・ 作業部会では、言語聴覚士、社会福祉士も講師要件に含めてはどうかとの意見もあった が、今回の検討では保留とした。
- ・ 例えば、新製品に関する詳細な知識や機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識などは、メーカーの担当者からの情報提供や解説が有効と考えられる。科目の内容に応じて補助講師、ゲストスピーカーとしての参加を認めることとした。
- なお、福祉用具専門相談員自身は今回は講師要件に含まないこととしたが、将来的に講師要件として認めていく議論が必要とされた。



図表 20 【福祉用具専門相談員】知識を習得する講師の適任者

図表 21 【福祉用具専門相談員】能力を習得する講師の適任者



図表 22 講師要件 (案)

			-		と に 事 に 大・	
		大項目	小項目	内容等	講師要件	備考
	1	オリエンテーシ	福祉用具と福祉用		(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者	
	111	\ \	具専門相談員の役		(テクノエイド協会)(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)(7)大	
			軍		学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、	
					それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(8)上記以外の者でその業績を審査	
					することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
	2 5	介護保険制度の		● 介護保険制度の仕組みと動	(1) 行政職員 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)社会福祉士 (7)介	
		最新動向		白	護福祉士 (8)介護支援専門員 (9)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等	
					学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)	
					(10)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に	
					認められる者	
	吧 8	高齢者と医療・	こころとからだの	• (こころとからだのしく	(1)医師 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)精神保健福祉士 (7)大学	特に認知症
	7	介護に関する知	しくみの理解	み)(応用編)	院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、そ	の消沫を対けています。
	₩₩	識	認知症の理解	● 認知症、発達・老化、障害	れと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(8)上記以外の者でその業績を審査す	応うないの専門知
			障害の理解	等の関わり方に関する知識	ることによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	•現場経
1 =			発達と老化の理解			を有する
ım			介護技術	● (介護技術)(応用編)	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)介護福祉士 (6)介護実習・普及セ	
				・ロバューケーションに関すっます。	ンターに配置されている介護機器相談指導員 (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成	
				つ 豊 串 ぶ 対 戦	校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員	
					(非常勤を含む)(8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任	
					であると特に認められる者	
	4	福祉用具および	住環境と住宅改修	● 住環境と福祉用具の関連に	(1)理学療法士 (2)作業療法士 (3)福祉住環境コーディネーター1級、2級試験合格者(4)ー	
	<u></u>	住宅改修に関す		関する経験に基づく具体的	級、二級建築士 (5)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等におい	
	1/0	る知識・技術		/よ対 蔵	て該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(6)福祉用具	
					専門相談員(7)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会)(8)上記以外の者でそ	
		•			の業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
			新しい福祉用具の	機種別の構造、機能の違い、	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者	特に新しい
			特徴と活用	歯合に関する知識 ● 新しい機能を引く短が田目	(テクノエイド協会) (6)介護福祉士(7)介護実習・普及センターに配置されている介護機	用具の特徴、 汗田車個 車
				・ と に 関する 的 観	器相談指導員 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において	旧加学院、学校防止と安
				多様な福祉用具に関する知	該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(9)上記以外の	全に関する
				職 ■ 事材の氏にて分分が制用	者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	知見を有する
				事政√別山へ久主体利用		Ç

		大項目	小項目	内容等	講師要件	備考
	5	業務プロセスに	福祉用具貸与計画	● (計画書の意義の理解と作	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者	祉用員
		関する知識、技	書の作成	成、活用)(応用編)	(テクノエイド協会)(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん)(7)介	関する豊富さない
		彩		的確なアセスメント (利用	護福祉士 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当	な実務常験を有よれ
				者・環境の評価)能力	科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(9)上記以外の者で	9
				利用者や環境の状況に応じ	その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
				た適切な用具選定能力		
			ケアチームにおけ	ケアマネジャーと円滑に	(1) 行政職員 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)社会福祉士 (7)介	豊富な実務
			る福祉用具専門相	連携する能力	護福祉士 (8)介護支援専門員 (9)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等	経験を有すっ
			談員の役割	● サービス担当者会議での	学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)	િ
				発言・説明・提案能力	(10)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に	
1 🗆				● 医療・福祉などの多職種と	認められる者	
ΙШ				の連携		
			業務プロセスに関	● 福祉用具に関する情報提	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者	豊富な実務
			するスキルの向上	供・生活全般についての相	(テクノエイド協会)(6)介護福祉士(7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福	裕颗を有すっ
				談対応能力	祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常	િ
				● 状況に応じた利用者・家族	勤を含む)(8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であ	
				とのコミュニケーション能	ると特に認められる者	
				力		
				● 搬入・設置・搬出のきめこ		
				まかい調整能力		
				● 利用者や環境の状況に応じ		
				た利用指導・適合調整能力		
	9	総合演習		学習内容を踏まえた総合演	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者	豊富な実務
11				思	(テクノエイド協会)(6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん) (7)介	
шп				一連のプロセスを実践、チ	護福祉士 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当	ý
П				エック	科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員(非常勤を含む)(9)上記以外の者で	
					その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
		对型/ 型無 😯		是	44/ - D 177 (Arc. 2, Jun.) (Arc. 1) (Arc. 1) - (Arc. 1) - (Arc. 1) - (Arc. 1)	

講師(医師を除く)は、上記の保有資格に加えて、実務経験・教員歴等を概ね5年以上有することが望ましい。 必要に応じて補助講師、ゲストスピーカー等の参加を認める。 * *

4. 今後の展望と課題

4-1. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の実現に向けた検討事項

本研修を実施するにあたっては、以下に示すとおり、さらなる検討課題がある。これらの 課題を検討していくには、モデル研修の実施等を通じて、カリキュラムの検証や、研修教材、 ガイドライン等の作成を行っていく必要がある。また、さらなるアンケート調査やヒアリン グ等を通じて、制度との関連や研修機会の確保も含めた実現可能性を検証し、対応策を検討 していく必要がある。

(1) 研修の運営に関する詳細検討

● 事例の選定や演習の進め方

本研修では、事例を用いた演習により実務能力の向上を図ることが重視されている。 そのため、どのような事例を用いるか、だれがどのように選定するか、選定した事例 についてどのように演習を進めるかなど、さらなる検討の余地がある。

● 修了評価の方法や基準等の具体化

研修終了時の修了評価については指定講習に準ずることとしたが、評価方法や評価 基準の設定等について、さらに検討してガイドラインに示すなど、標準化を図る必要 がある。

学習内容については、カリキュラムにおいて具体的に「目的」「到達目標」「内容」を示していくが、講師や養成機関によってばらつきが出てしまうことが考えられる。 研修の内容は標準化する必要があり、講義、演習における学習内容については、詳細をガイドラインに示す必要性がある。

(2) 講師の確保と研修内容の改訂のための仕組みの検討

● 講師の確保

本研修は、個々の福祉用具専門相談員が実務経験を積みながら専門性を高めていく 基盤形成のねらいもある。その意味でも各科目の目的を遂行できる講師の確保は重要 な課題である。初期においては、関連分野の学識者、専門職などで構成することが考 えられる。実務に基づいた専門性を高める観点から、将来的には研修修了者の中から 経験を積んで専門性を高めた福祉用具専門相談員が講師を務めることが望ましく、そ の仕組みを検討しておくことが重要である。

研修内容の改訂

福祉用具を用いた介護環境の変化に対応するため、更新制の導入を想定しているが、更新制を有効に機能させるためには、研修内容自体も環境変化に応じて改訂していかなければならない。介護保険制度の改正、新しい機能をもつ福祉用具の開発、介護ロボットの普及など、取り巻く環境や求められる専門性の変化に対応し、研修で伝える情報を更新していくことが求められる。養成機関への周知方法も今後の検討課題である。

(3)制度(専門的知識、経験を有する者の配置の義務化等)との関連 など

● 受講負荷へ配慮する仕組みの検討

3年に1度の20時間(3日間)研修であり、基本的にはすべての科目を集合研修で修了することが求められる。ただし、養成機関や講師の確保等、運営面から、地域によっては近場での受講が難しいケースも考えられる。専門的知識、経験を有する者の配置が義務化されれば、受講負荷もある。モデル研修やさらなる調査を通じて実現が困難と判断されるケースがあれば、一部の科目について他の方法で修了を認める仕組みも考える必要がある。

● 受講希望者数と研修機会の確保

本研修は、制度(専門的知識、経験を有する者の配置の義務化等)に対応して実施されることが考えられる。当面は必要な人材を確保するために多くの受講者数が見込まれるが、一旦、必要な研修修了者が確保されれば、以降は受講者数は減少すると考えられる。こうした時期による変動も想定したうえで、受講希望者数と整合した研修機会を確保する方策を検討しておく必要がある。

制度改正への対応を想定すると、研修初年度は、実際の事業所数と同程度の人数 (7,000 人程度) の養成を想定する必要がある。この規模を想定した養成機関の確保による研修の開催、運営のあり方を、実際的な側面から検討していく必要がある。

図表 15 に示したように、本研修カリキュラムの各科目に対して指定講習事業者が「対応可能」とした割合は約 30~50%、「検討可能」は約 30~40%であった。このたび整理した具体的なカリキュラム内容により、各指定講習事業者の対応の意向等について改めて確認し、必要な研修機会の確保のための方策を検討する必要がある。

なお、平成26年度の福祉用具専門相談員指定講習の開催実績を見ると、平均開催数は5.5回であるが、「0回」という回答が約2割あることから、地域によっては十分な研修機会が確保されない可能性がある。研修機会確保の方策を検討する際には、こうした現状にも留意する必要がある。

図表 23 平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習の実施実績

	全体		0回		1回	2回			3回		4回		5回以」	Ł	無回答	平均	
ļ						00000											
ı		75		16	1	1		9		4		7		16	6		5.5
l	10	0.0%	21.	3%	22. 8	0	12.	0%		5.3%	9.	3%	21.	3%	8.0%	-	

(4) その他

福祉用具専門相談員の福祉用具に関する情報については、現時点においても最新の情報を得る仕組みがないことが指摘されている。こうした状況に対応するため、テクノエイド協会の TAIS 情報や JASPA の事故情報も含めて最新の情報が集約され、福祉用具専門相談員が確認できる仕組みが構築されることが望ましい。

専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた 研修カリキュラム等に関する調査研究事業

報告書 概要版

平成28年3月発行

発行者一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 TEL 03-5418-7700 FAX 03-5418-2111

本事業は、平成27年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。